

# 第1章 消火設備

## 第1節 消火器具

### 第1 消火器

#### 1 設置場所等

消火器の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

##### (1) 設置場所等◆

ア 消火器は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること

イ 室内に設置する場合にあっては、出入口部分に1個以上設置すること

ウ 消火器具の能力単位の数値の合計数が2未満となる防火対象物であっても、規則第6条第7項の規定にかかわらず、消火器を規則第6条第1項から第6項までの規定の例により設置すること

##### (2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること

ア 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

#### 2 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項並びに条例第38条の規定により設置しなければならない消火器については、1によるほか、次による。

(1) 規則第6条第3項に規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱い数量の算定は、「危険物の貯蔵又は取扱いの最大倍数の算定基準」(昭和50年消防長訓(指)第35号)及び「指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準」(平成8年消防長訓(危)第92号)により、それぞれ算定すること

(2) 規則第6条第4項の規定の運用は、次によること

ア 「変圧器」は、300ボルト以上の電路に接続されるもので出力が5キロボルト以上のものであるものとする。

イ 「配電盤」は、300ボルト以上の電路に接続されるものとする。

ウ 「その他これらに類する電気設備」は、次に掲げるものとする。

(ア) 条例第9条の2の2に規定する燃料電池発電設備

(イ) 条例第12条の2に規定する急速充電設備

(ウ) 条例第14条に規定する蓄電池設備

(エ) 300ボルト以上の電路に接続される電気機器で次に掲げるもの(可搬式のものを含む。)

A 電動機

B 溶接器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)

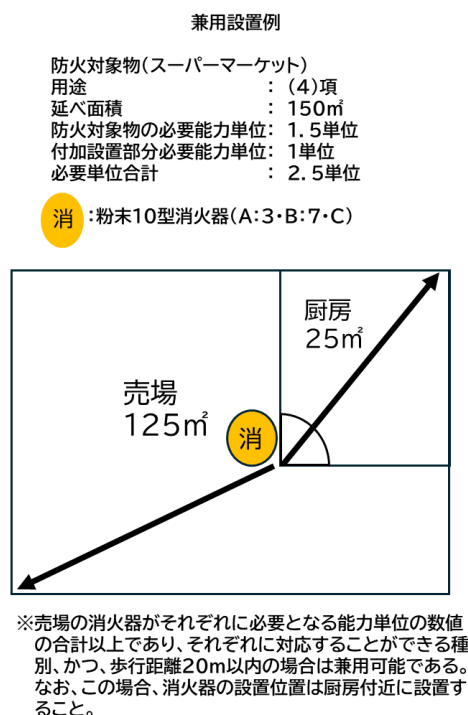
C 静電塗装設備

D 整流器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)

E その他AからDに類するもの

- (3) 規則第6条第4項又は第5項に規定する床面積の算定は、第13章第1.2又は第2.3により、それぞれ算定すること
- (4) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、条例第57条第1号から第6号の3に規定する設備を設置する場所をいう。
- (5) 条例第38条第1項第3号の規定の運用は、次によること
  - ア 「変電設備」は、300ボルト以上の電路に接続されるものとする。
  - イ 「内燃機関を原動力とする発電設備」は、300ボルト以上の電路に接続されるもので出力が5キロボルト以上のものとする。
  - ウ 「その他これらに類する電気設備」は、(2).ウ.(ウ)及び(エ)に掲げるものとする。
- (6) 条例第38条第1項第4号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、条例第57条第1号から第5号まで及び第6号の3に規定する設備を設置する場所をいう。
- (7) 令第10条第1項又は条例第38条第1項第1号の規定により防火対象物に設置される消火器と規則第6条第4項又は第5項、条例第38条第1項第2号から第5号の規定により電気設備、ボイラー室等に設置される消火器は兼用することができる。この場合において、設置場所等については、1によるほか次による。
  - ア 能力単位は、それぞれの数値の合計数以上とすること
  - イ 種別は、それぞれに適応するものであること

図1-1-1



## 2 簡易消火用具

簡易消火用具の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

### 1 設置場所等◆

- (1) 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近に設けること

- (2) 乾燥砂又は膨張ひる石若しくは膨張真珠岩は、使用に際し容易に持ち出すことができる位置に設け、かつ、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面（屋内に設ける場合にあつては床面）から10センチメートル以上の台上に設けること

## 2 材質等

- (1) 水バケツ及び消火専用バケツの容量は10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること◆
- (2) 膨張ひる石は日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下「J I S」という。）A5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）はJ I S A5007にそれぞれ適合するものであること

## 第3 大型消火器

### 1 設置場所等

大型消火器の設置は、規則第7条第1項の規定によるほか、次による。

- (1) 設置場所  
大型消火器は避難上支障のない位置に設けること
- (2) 防護措置  
第1. 1. (2)の例によること

## 第4 特例基準

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条又は条例第47条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

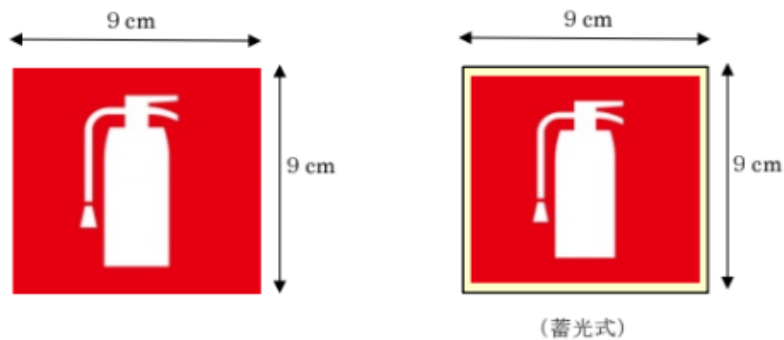
- 1 劇場及び映画館の客席等で、規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあつては、次によることができる。
  - (1) 客席部分の周壁又は客席等に最も近い廊下の出入口部分に消火器を分散配置すること
  - (2) 当該客席等の内部に配置した場合に必要とされる消火器の所要数の20パーセント増しとした個数を設置すること
- 2 冷蔵室又は冷凍室の収容室で、規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあつては、次によることができる。
  - (1) 収容室の出入口部分に消火器を分散配置すること
  - (2) 当該収容室の内部に配置した場合に必要とされる消火器の所要数の20パーセント増しとした個数を設置すること
- 3 次の(1)から(4)までに適合するアンプル入り水を、(5)により設置するものについては、令第7条第2項第1号イに規定する水バケツに代えて用いることができるものとする。
  - (1) 液の容量は、1個600立方センチメートル以上であること
  - (2) 液の比重は、液温17度から23度までにおいて1.1以上であること
  - (3) 液の成分は、アンモニウム、アルカリ金属類又はアルカリ土類金属の塩化物、硫酸塩類、炭酸塩又はリン酸塩類を液100立方センチメートル当たり25グラム以上含むもので

あること

- (4) 容器又は投てきに容易な大きさ及び形状のガラス製アンプル（ガラスの平均厚さは1.2ミリメートル以下で、かつ、容器として安全な厚みを有するもの）であること
  - (5) 設置及び維持に関する技術上の基準は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定の例によるほか、次によること
    - ア アンプル入り水の消火効果は、主として投てきによりアンプルが破壊し、水が放射することによるものであるので投てきによって確実、かつ、有効な破壊が期待される場所に設置すること
    - イ 加熱源のある場所以外の場所に設置すること
    - ウ 規則第6条第1項に規定する能力単位の数値は、アンプル入り水6個と水バケツ8リットル以上のもの3個を同一とし、アンプル入り水の消火の適応性は、令別表第2に規定する水バケツの適応性と同一とすること
    - エ アンプルには、使用方法、適応火災、設置すべき場所及び液の内容を簡明に表示すること
- 4 令第10条第1項第5号の規定により設置しなければならない階が、住宅（個人の住居の用に供されるもので共同住宅等を除く。以下同じ。）の用途に供される部分のみである場合は、消火器具を設置しないことができる。
- 5 規則第6条第1項及び第6項の規定に基づき設置する建築物その他の工作物の消火に適応する消火器のうち、同条第2項の規定の適用を受ける電話局等の通信機器室に設けるものについては、電気設備に適応する消火器を同条第4項及び第6項の基準に従い設置した場合は、「建築物その他の工作物」に適応する消火器を設置しているものとみなすことができる。
- 6 長屋住宅のうち、その一部を令別表第1各項に掲げる用途（同表(2)項に掲げる用途に供する部分を除く。）として使用するものであって、次に適合する場合にあっては、住戸ごとにそれぞれ別の防火対象物とみなし令第10条及び条例第38条の規定を適用することができる。
- (1) 所有権原又は管理権原は住戸ごとに分かれていること
  - (2) 同一棟内に階段、廊下等の共用部分を有しないものであること
  - (3) 各住戸は直接道路に面しており、避難上支障がないものであること
  - (4) 各住戸は開口部のない防火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の界壁で区画されており、かつ、給水管、配水管及び換気、暖房又は冷房設備の風道が当該界壁を貫通していないものであること
  - (5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）のうち、住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上のものであること
- 7 スキップフロア型又はメゾネット型の共同住宅の住戸その他の2以上の階数を有する1の住戸について、消火器を次により設置する場合は、規則第6条第6項第1号又は第2号の規定によらないことができる。

- (1) 消火器を廊下階の廊下、通路部分等で使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設けること
  - (2) 当該防火対象物の各部分から1の消火器に至る歩行距離が20メートル以下であること
- 8 次に適合する場合は、規則第9条第4号に規定する消火器の標識を設置しないことができる。
- (1) 消火器を直接視認することができる状態で設置すること
  - (2) J I S Z 8210に定める消火器のピクトグラム（大きさは、一辺の長さがそれぞれ9センチメートル以上に限る。）を設けること（図1-1-2）

図1-1-2



- (3) 第10章に定める消火器の使用方法を併記すること